

令和 6 年度

自 転 車 安 全 整 備 士 問 題

公益財団法人 日本交通管理技術協会

令和6年度A問題

問題は、問1から問50まであります。各問とも解答は、正しいものには、マークシートの「○」の箇所、誤っているものには、「×」の箇所をHBの黒鉛筆または、シャープペンシルで塗りつぶすこと。

- 問1 自転車安全整備店は、TSマークを取り扱うことができる自転車店として、公益財団法人日本交通管理技術協会の登録を受けている自転車店であり、一旦登録を受ければ登録更新をする必要はない。
- 問2 道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられ、歩道と車道の区別があるところでは、車道通行が原則であり、道路工事などの場合を除き、車道の左端に沿って通行しなければならない。
- 問3 駆動補助機付自転車における人の力に対する原動機を用いて人の力を補う力の比率は、10km/h未満の速度で自転車を走行させる場合は、2以下であり、10km/h以上25km/h未満の速度で自転車を走行させる場合は、徐々に下がり、25km/h以上ではゼロとなることとされている。
- 問4 普通自転車は、白の二本線で標示されている路側帯を通行することができる。
- 問5 自動車は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するときには、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離を、これから保たなければならないが、自転車についても同様である。
- 問6 自転車安全整備技能検定に合格した者は、公益財団法人日本交通管理技術協会の合格者名簿に登載され、自転車安全整備士の称号が付与される。自転車安全整備士の資格には更新制度はない。
- 問7 自転車は、沢山の部品がねじで結合されて組み立てられているので、走行中の細かい振動でこれらのねじが緩むと、各部が正しい位置に保たれなくなったり、ベアリング部が緩んだりするので、緩まないようにねじは強く締めるほうがよい。
- 問8 普通自転車の点検整備基準においては、ハンドルをはめ合わせ限界標識まで引き上げ、サドルを製造業者が指定するサドル最小高さまで下げたときに、グリップの最上部からサドル座面がシートポスト軸と交差する点までの垂直距離は、50cmを超えてはならない。ただし、車体部が折りたたみ又は分割できるものは、この限りでないとされている。

- 問9 道路交通法は、何人も酒気を帯びて自動車を運転することを禁止している。自転車の場合、酒酔いに至らない程度の酒気を帯びた状態での運転も禁止されている。
- 問10 適正な事業所の基準においては、前後ハブナットの締め付け、緩め用に使用する工具はラチェットレンチであるが、ボックスレンチでもよいとされている。
- 問11 自転車活用推進法においては、自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策として、高い安全性を備えた良質な自転車の供給体制の整備が明記されている。
- 問12 道路交通法に定める自転車運転者講習の対象となる危険行為には「信号無視」「指定場所一時不停止」「酒酔い運転」等があるが、「制動装置（ブレーキ）不良自転車運転」もその対象である。
- 問13 駆動補助機付自転車の点検整備基準においては、電源スイッチ、人力及び車速の測定手段、原動機及びその制御手段並びにそれらを結ぶ配線類は、外部から容易に改造のできない構造であることとされている。
- 問14 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- 問15 普通自転車の車体の大きさは、長さはフレーム中心面に平行、かつ、水平に、幅はフレーム中心面に垂直、かつ、水平にそれぞれ最長部を測定するが、スタンドについては、含めないで測定する。
- 問16 適正な事業所の基準においては、各部品、工具の整形等に使用する卓上グラインダーは、手回し、電動どちらでもよいとされている。
- 問17 自転車タイヤのサイドウォールのサイズ表示が〔26×1.95〕である場合、そのタイヤはWOタイヤである。
- 問18 自転車安全整備店の登録を受けるためには、自転車の点検及び整備を行うための作業場が10平方メートル以上確保されていること、当該作業場が、道路から容易に自転車を持ち込めるものであること、適正な事業所の基準に定める工具を備え付けていることの3点に適合する事業所を有していなければならない。

問19 普通自転車の点検整備基準においては、制動性能は、乾燥した平坦な舗装道路において、走行速度が10km/hのとき、制動操作を開始した場所から3 m以内の距離で、円滑に停止させる性能を有することとされている。

問20 自転車活用推進法は、国民に広く自転車の活用の推進についての関心と理解を深めるため、自転車の日を5月4日、自転車月間を同月1日から同月31日までと定めている。

問21 普通自転車の点検整備マニュアルにおいては、制動性能の静的な測定方法は、幼児用自転車を除く一般用自転車の後ブレーキの場合、後ブレーキレバーを指2本をかけて締め、ペダルの前後を水平にした状態で、片足で全体重をペダルにかけたときに、後車輪が回らないことを確認する。

問22 自動車の運転者は、ぬかるみ又は水たまりを通行するときは、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにしなければならないが、自転車の運転者も同じである。

問23 普通自転車を構成する部品のなかで、ハブとブレーキが一体となった構造であるハブブレーキのように、一つの部品で二つ以上の部品の機能を備えているものを複合部品という。普通自転車の点検整備マニュアルにおいては、複合部品を使用している場合は、重複する部品を省略できることとされている。

問24 T Sマーク付帯保険の賠償責任補償は、同居の親族・同乗者に対する賠償事故は対象としていない。

問25 普通自転車は、サドル、タイヤ等の車体・車輪部の部品、チェーン、ブレーキ等の駆動・制動部の部品、ハンドル等の操縦部の部品、尾灯、警音器等の安全付属部の部品又はこれらと同等の機能を有するものにより構成されている。

問26 普通自転車は、自転車道の標識のあるところを通行する場合、自転車道とそれ以外の車道のどちらを通行してもよい。

問27 自転車安全整備制度は、被害者の救済に資そうとするものではない。

- 問28 普通自転車の点検整備マニュアルにおいては、スポークの張力を手で点検する場合には、車輪の両側について、リムの内周を概ね2等分する2箇所くらいずつのスポークを指先で握り、それぞれの張力を点検し、緩いものや著しいばらつきがないかを確認する。
- 問29 自転車は、「一時停止」の標識のあるところであっても、自動車と異なり、左右の安全が確認できれば、一時停止をしないで通行することができる。
- 問30 自転車安全整備店の登録を受けた自転車店は、「自転車安全整備店章」を貸与されるが、事業所に掲出する必要はない。
- 問31 自転車に安全に乗るため、自分の体に合った自転車を選ぶよう指導する。サドルにまたがらせ、ハンドルを持たせ、左右自由に回してみたり、ブレーキをかけてみたりさせ、無理のないもの、操作のしやすいものを選ばせる。
- 問32 自転車に乗って通行中、出会い頭に歩行者と衝突したが、怪我もかすり傷程度の軽いものであった。このような自転車事故の場合は、相手の怪我が軽いので、自動車と違い警察官への報告義務はない。
- 問33 自転車安全整備店登録申請書に記載した自転車安全整備士の氏名等に変更を生じたときは、自転車安全整備店登録事項変更届により速やかにその旨を届け出なければならない。
- 問34 普通自転車が歩道を通行できるときでも、歩行者が優先である。歩行者の通行を妨げることとなるときには、徐行しなければならない。
- 問35 普通自転車の点検整備基準においては、警音器(ベル)の性能の点検は、5 m離れた位置でよく聞こえ、かつ、適切な音質のものであることを確認する。
- 問36 緑色T Sマーク付帯保険の賠償責任補償の支払いの対象は、死亡又は重度後遺障害（1～7級）である。
- 問37 普通自転車の点検整備基準においては、反射器材の色及び性能は、自転車に備え付けられた場合において、夜間後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準第32条第1項の基準に適合する前照灯で照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できること、反射光の色は、橙色又は赤色であることとされている。

- 問38 夜間、自転車で走行中、前照灯が急に故障し、点灯しなくなったことに気が付いた場合は、運転を継続してはならない。
- 問39 普通自転車の車輪数は、2輪以上4輪以下とされている。
- 問40 普通自転車の点検整備基準において、ハンドルステム及びシートポストがはめ合わせ限界以上にはめ合わされていることを確認したうえで、固定力検査を行うのは、ハンドルステムとハンドルバーとの固定、立パイプとシートポストとの固定、シートポストとサドルとの固定及びハンドルバーとブレーキレバーとの固定の4箇所である。
- 問41 普通自転車の車体の大きさは、道路交通法令においては、長さ190cm、幅65cmを超えないこととされており、また、車体の構造の要件の1つとして歩行者に危害を及ぼすおそれのある鋭利な突出部がないこととされている。
- 問42 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律は、自転車等の利用者の責務として「自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。」と定めている。
- 問43 自転車は、すぐに移動でき、自動車ほど邪魔にならないので、道路のどこに駐車してもよい。
- 問44 普通自転車の点検整備基準においては、チェーンの点検は、ギヤクラックを正・逆方向に回転させ、容易にはずれないことを確認する。
- 問45 自転車安全整備店は、TSマークを貼付した際は、TSマーク付帯保険加入書（お客様用）をTSマーク保険加入者に交付するとともに、同加入書（店舗用）を交付の日から1年間保管しなければならない。
- 問46 警音器（ベル）は、危険を防止するためやむを得ないときなどに使用するものであるから、歩道などでみだりに鳴らしてはいけない。
- 問47 補助車輪の付いた幼児用自転車には、普通自転車の点検整備基準に適合していても、TSマークを貼付することはできない。

問48 自転車安全利用5則は、車道が原則・歩道は例外、車道は左側を通行、歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行、交通ルールを守る、子供はヘルメットを着用の5つである。

問49 防犯登録は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律により、義務化されている。

問50 駆動補助機付自転車は、ペダルに踏力が加わっていないときは、原動機による補助力が作動しないこととされている。

令和6年度B問題

問題は、問1から問50まであります。各問とも解答は、正しいものには、マークシートの「○」の箇所、誤っているものには、「×」の箇所をHBの黒鉛筆または、シャープペンシルで塗りつぶすこと。

- 問1 自転車を運転していて交通事故を起こしたとき、運転者は、ただちに自転車の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止し、交通事故の状況などを警察官に報告しなければならない。
- 問2 自転車安全整備制度は、被害者の救済に資そうとするものではない。
- 問3 駆動補助機付自転車は、ペダルに踏力が加わっていないときでも、わずかであれば原動機による力が作動してもよいとされている。
- 問4 普通自転車の車輪数は、2輪以上4輪以下とされている。
- 問5 普通自転車が歩道を通行できるときでも、歩行者が優先である。歩行者の通行を妨げることとなるときには、徐行しなければならない。
- 問6 駆動補助機付自転車における人の力に対する原動機を用いて人の力を補う力の比率は、10km/h未満の速度で自転車を走行させる場合は、2以下であり、10km/h以上25km/h未満の速度で自転車を走行させる場合は、徐々に下がり、25km/h以上ではゼロとなることとされている。
- 問7 自転車安全整備店の登録を受けるためには、自転車の点検及び整備を行うための作業場が5平方メートル以上確保されていること、当該作業場が、道路から容易に自転車を持ち込めるものであること、適正な事業所の基準に定める工具を備え付けていることの3点に適合する事業所を有していなければならない。
- 問8 普通自転車の点検整備基準において、ハンドルステム及びシートポストがはめ合わせ限界以上にはめ合わされていることを確認したうえで、固定力検査を行うのは、前ホークとハンドルステムとの固定、ハンドルステムとハンドルバーとの固定、立パイプとシートポストとの固定、シートポストとサドルとの固定及びハンドルバーとブレーキレバーとの固定の5箇所である。
- 問9 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

- 問10 駆動補助機付自転車の点検整備基準においては、電源スイッチ、人力及び車速の測定手段、原動機及びその制御手段並びにそれらを結ぶ配線類は、外部から容易に改造のできない構造であることとされている。
- 問11 防犯登録は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律により、努力義務化されている。
- 問12 自転車安全整備技能検定に合格した者は、公益財団法人日本交通管理技術協会の合格者名簿に登載され、自転車安全整備士の称号が付与される。自転車安全整備士の資格には更新制度はない。
- 問13 普通自転車の点検整備基準においては、チェーンの点検は、ギヤクラシクを正・逆方向に回転させ、容易にはずれないことを確認する。
- 問14 道路交通法に定める自転車運転者講習の対象となる危険行為には「信号無視」「指定場所一時不停止」「酒酔い運転」等があるが、「制動装置（ブレーキ）不良自転車運転」はその対象ではない。
- 問15 普通自転車の点検整備基準においては、制動性能は、乾燥した平坦な舗装道路において、走行速度が10km/hのとき、制動操作を開始した場所から3 m以内の距離で、円滑に停止させる性能を有することとされている。
- 問16 普通自転車の車体の大きさは、道路交通法令においては、長さ190cm、幅65cmを超えないこととされており、また、車体の構造の要件の1つとして歩行者に危害を及ぼすおそれのある鋭利な突出部がないこととされている。
- 問17 自転車タイヤのサイドウォールのサイズ表示が「26×1.95」である場合、そのタイヤはHEタイヤである。
- 問18 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律は、自転車等の利用者の責務として「自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。」と定めている。
- 問19 普通自転車の点検整備基準においては、警音器（ベル）の性能の点検は、5 m離れた位置でよく聞こえ、かつ、適切な音質のものであることを確認する。

問20 自転車は、「一時停止」の標識のあるところであっても、自動車と異なり、左右の安全が確認できれば、一時停止をしないで通行することができる。

問21 適正な事業所の基準においては、各部品、工具の整形等に使用する卓上グラインダーは、手回し、電動どちらでもよいとされている。

問22 普通自転車は、白の二本線で標示されている路側帯を通行することができる。

問23 自転車は、沢山の部品がねじで結合されて組み立てられているので、走行中の細かい振動でこれらのねじが緩むと、各部が正しい位置に保たれなくなったり、ベアリング部が緩んだりするので、緩まないようにねじは強く締めるほうがよい。

問24 緑色 T S マーク付帯保険の賠償責任補償の支払いの対象は、死亡又は重度後遺障害（1～4級）である。

問25 T S マーク付帯保険の賠償責任補償は、同居の親族・同乗者に対する賠償事故も対象としている。

問26 道路交通法は、何人も酒気を帯びて自動車を運転することを禁止しているが、自転車の場合、少量の酒しか飲んでいなければ、運転は禁止されていない。

問27 自転車活用推進法は、国民に広く自転車の活用の推進についての関心と理解を深めるため、自転車の日を5月4日、自転車月間を同月1日から同月31日までと定めている。

問28 普通自転車の点検整備マニュアルにおいては、スポークの張力を手で点検する場合には、車輪の両側について、リムの内周を概ね2等分する2箇所くらいずつのスポークを指先で握り、それぞれの張力を点検し、緩いものや著しいばらつきがないかを確認する。

問29 自転車安全整備店は、T S マークを取り扱うことができる自転車店として、公益財団法人日本交通管理技術協会の登録を受けている自転車店であり、一旦登録を受ければ登録更新をする必要はない。

問30 自転車安全利用5則は、車道が原則・左側を通行・歩道は例外・歩行者を優先、交差点では信号と一時停止を守って・安全確認、夜間はライトを点灯、飲酒運転は禁止、ヘルメットを着用の5つである。

問31 自転車安全整備店登録申請書に記載した自転車安全整備士の氏名等に変更を生じたときは、次の登録更新時にその旨を届け出なければならない。

問32 道路交通法上、普通自転車は歩道と車道の区別があるところでは、歩道通行が原則であり、歩道の車道寄りを通行しなければならない。

問33 普通自転車の車体の大きさは、長さはフレーム中心面に平行、かつ、水平に、幅はフレーム中心面に垂直、かつ、水平にそれぞれ最長部を測定するが、どろよけ、スタンド、キャリア、後写鏡などの部品を含めて測定する。

問34 自転車安全整備店は、TSマークを貼付した際は、TSマーク付帯保険加入書（お客様用）をTSマーク保険加入者に交付するとともに、同加入書（店舗用）を交付の日から1年間保管しなければならない。

問35 警音器（ベル）は、危険を防止するためやむを得ないときなどに使用するものであるから、歩道などでみだりに鳴らしてはいけない。

問36 自動車は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するとき、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離をこれから保たなければならないが、自転車についてはその義務までは課されていない。

問37 普通自転車は、自転車道の標識があるところでは、道路工事などの場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

問38 自転車安全整備店の登録を受けた自転車店は、「自転車安全整備店章」を貸与されるが、事業所に掲出する必要はない。

問39 普通自転車の点検整備マニュアルにおいては、制動性能の静的な測定方法は、幼児用自転車を除く一般用自転車の後ブレーキの場合、後ブレーキレバーを指2本をかけて締め、ペダルの前後を水平にした状態で片足の踏力をペダルにかけたときに、後車輪が回らないことを確認する。

問40 普通自転車を構成する部品のなかで、ハブとブレーキが一体となった構造であるハブブレーキのように、一つの部品で二つ以上の部品の機能を備えているものを複合部品という。普通自転車の点検整備マニュアルにおいては、複合部品を使用している場合でも、重複する部品の省略はできないこととされている。

問41 自動車の運転者は、ぬかるみ又は水たまりを通行するときは、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにしなければならないが、自転車の運転者にはその義務までは課されていない。

問42 自転車活用推進法においては、自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策として、相当な安全性を備えた安価な自転車の供給体制の整備が明記されている。

問43 適正な事業所の基準においては、前後ハブナットの締め付け、緩め用を使用する工具はラチェットレンチであるが、ボックスレンチでもよいとされている。

問44 補助車輪の付いた幼児用自転車にも、普通自転車の点検整備基準に適合していれば、T Sマークを貼付することができる。

問45 普通自転車の点検整備基準においては、ハンドルをはめ合わせ限界標識まで引き上げ、サドルを製造業者が指定するサドル最小高さまで下げたときに、グリップの最上部からサドル座面がシートポスト軸と交差する点までの垂直距離は、50cmを超えてはならない。ただし、車体部が折りたたみ又は分割できるものは、この限りでないとされている。

問46 普通自転車は、サドル、タイヤ等の車体・車輪部の部品、チェーン、ブレーキ等の駆動・制動部の部品、ハンドル等の操縦部の部品、尾灯、警告器等の安全付属部の部品又はこれらと同等の機能を有するものにより構成されている。

問47 自転車に安全に乗るため、自分の体に合った自転車を選ぶよう指導する。サドルにまたがらせ、ハンドルを持たせ、左右自由に回してみたり、ブレーキをかけてみたりさせ、無理のないもの、操作のしやすいものを選ばせる。

問48 夜間、自転車で走行中、前照灯が急に故障し、点灯しなくなったことに気が付いた場合は、運転を継続してはならない。

問49 自転車は、すぐに移動でき、自動車ほど邪魔にならないので、道路のどこに駐車しても支障はないため、駐車禁止の対象となっていない。

問50 普通自転車の点検整備基準においては、反射器材の色及び性能は、自転車に備え付けられた場合において、夜間後方50メートルの距離から道路運送車両の保安基準第32条第1項の基準に適合する前照灯で照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できること、反射光の色は、橙色又は赤色であることとされている。

令和6年度C問題

問題は、問1から問50まであります。各問とも解答は、正しいものには、マークシートの「○」の箇所、誤っているものには、「×」の箇所をHBの黒鉛筆または、シャープペンシルで塗りつぶすこと。

- 問1 普通自転車の点検整備基準においては、チェーンの点検は、ギヤクラシクを正・逆方向に回転させ、容易にはずれないことを確認する。
- 問2 自転車安全整備店は、TSマークを貼付した際は、TSマーク付帯保険加入書（お客様用）をTSマーク保険加入者に交付するとともに、同加入書（店舗用）を交付の日から1年間保管しなければならない。
- 問3 自転車を駐車するときは、駐車禁止以外の場所に、歩行者や他の車両の通行の邪魔にならないようにしなければならない。
- 問4 自転車は、沢山の部品がねじで結合されて組み立てられているので、走行中の細かい振動でこれらのねじが緩むと、各部が正しい位置に保たれなくなったり、ベアリング部が緩んだりする。また、反対に締めすぎるとボールが壊れて、走れなくなることがある。
- 問5 警音器（ベル）は、危険を防止するためやむを得ないときなどに使用するものであるから、歩道などでみだりに鳴らしてはいけない。
- 問6 普通自転車の点検整備基準においては、反射器材の色及び性能は、自転車に備え付けられた場合において、夜間後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準第32条第1項の基準に適合する前照灯で照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できること、反射光の色は、橙色又は赤色であることとされている。
- 問7 自転車安全利用5則は、車道が原則・歩道は例外、車道は左側を通行、歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行、交通ルールを守る、子供はヘルメットを着用の5つである。
- 問8 TSマーク付帯保険の賠償責任補償は、同居の親族・同乗者に対する賠償事故も対象としている。
- 問9 普通自転車の車体の大きさは、道路交通法令においては、長さ190cm、幅65cmを超えないこととされており、また、車体の構造の要件の1つとして歩行者に危害を及ぼすおそれのある鋭利な突出部がないこととされている。

- 問10 道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられ、歩道と車道の区別があるところでは、車道通行が原則であり、道路工事などの場合を除き、車道の左端に沿って通行しなければならない。
- 問11 普通自転車の点検整備基準においては、制動性能は、乾燥した平坦な舗装道路において、走行速度が10km/hのとき、制動操作を開始した場所から5 m以内の距離で、円滑に停止させる性能を有することとされている。
- 問12 自転車タイヤのサイドウォールのサイズ表示が〔26×1.95〕である場合、そのタイヤはH Eタイヤである。
- 問13 普通自転車の車体の大きさは、長さはフレーム中心面に平行、かつ、水平に、幅はフレーム中心面に垂直、かつ、水平にそれぞれ最長部を測定するが、どろよけ、スタンド、キャリア、後写鏡などの部品を含めて測定する。
- 問14 補助車輪の付いた幼児用自転車にも、普通自転車の点検整備基準に適合していれば、T Sマークを貼付することができる。
- 問15 自動車は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するときには、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離をこれから保たなければならないが、自転車についてはその義務までは課されていない。
- 問16 普通自転車の点検整備マニュアルにおいては、スポークの張力を手で点検する場合には、車輪の両側について、リムの内周を概ね2等分する2箇所くらいずつのスポークを指先で握り、それぞれの張力を点検し、緩いものや著しいばらつきがないかを確認する。
- 問17 普通自転車が歩道を通行できるときでも、歩行者が優先である。歩行者の通行を妨げることとなるときには、徐行しなければならない。
- 問18 自転車安全整備店は、T Sマークを取り扱うことができる自転車店として、公益財団法人日本交通管理技術協会の登録を受けている自転車店であり、一旦登録を受ければ登録更新をする必要はない。
- 問19 適正な事業所の基準においては、各部品、工具の整形等に使用する卓上グラインダーは、手回し、電動どちらでもよいとされている。

問20 防犯登録は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律により、義務化されている。

問21 駆動補助機付自転車における人の力に対する原動機を用いて人の力を補う力の比率は、10km/h未満の速度で自転車を走行させる場合は、2以下であり、10km/h以上25km/h未満の速度で自転車を走行させる場合は、徐々に下がり、25km/h以上ではゼロとなることとされている。

問22 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

問23 普通自転車は、白の二本線で標示されている路側帯を通行することができる。

問24 普通自転車の点検整備基準においては、警音器(ベル)の性能の点検は、10m離れた位置でよく聞こえ、かつ、適切な音質のものであることを確認する。

問25 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律は、自転車等の利用者の責務として「自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。」と定めている。

問26 適正な事業所の基準においては、前後ハブナットの締め付け、緩め用に使用する工具はラチェットレンチであるが、ボックスレンチでもよいとされている。

問27 自転車に安全に乗るため、自分の体に合った自転車を選ぶよう指導する。サドルにまたがらせ、ハンドルを持たせ、左右自由に回してみたり、ブレーキをかけてみたりさせ、無理のないもの、操作のしやすいものを選ばせる。

問28 自転車安全整備店登録申請書に記載した自転車安全整備士の氏名等に変更を生じたときは、自転車安全整備店登録事項変更届により速やかにその旨を届け出なければならない。

問29 自動車の運転者は、ぬかるみ又は水たまりを通行するときは、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにしなければならないが、自転車の運転者も同じである。

- 問30 普通自転車の点検整備マニュアルにおいては、制動性能の静的な測定方法は、幼児用自転車を除く一般用自転車の後ブレーキの場合、後ブレーキレバーを指2本をかけて締め、ペダルの前後を水平にした状態で片足の踏力をペダルにかけたときに、後車輪が回らないことを確認する。
- 問31 自転車安全整備技能検定に合格した者は、公益財団法人日本交通管理技術協会の合格者名簿に登載され、自転車安全整備士の称号が付与される。自転車安全整備士の資格は、3年毎に更新しなければならない。
- 問32 普通自転車の点検整備基準においては、ハンドルをはめ合わせ限界標識まで引き上げ、サドルを製造業者が指定するサドル最小高さまで下げたときに、グリップの最上部からサドル座面がシートポスト軸と交差する点までの垂直距離は、40cmを超えてはならない。ただし、車体部が折りたたみ又は分割できるものは、この限りでないとされている。
- 問33 自転車活用推進法は、国民に広く自転車の活用の推進についての関心と理解を深めるため、自転車の日を5月4日、自転車月間を同月1日から同月31日までと定めている。
- 問34 夜間、自転車で走行中、前照灯が急に故障し、点灯しなくなったことに気が付いた場合は、運転を継続してはならない。
- 問35 駆動補助機付自転車の点検整備基準においては、電源スイッチ、人力及び车速の測定手段、原動機及びその制御手段並びにそれらを結ぶ配線類は、外部から容易に改造のできない構造であることとされている。
- 問36 自動車を運転していて交通事故を起こしたとき、運転者は、ただちに自動車の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止し、交通事故の状況等を警察官に報告しなければならないが、自転車の運転者には、報告義務は課されていない。
- 問37 自転車安全整備制度は、被害者の救済に資そうとするものではない。
- 問38 普通自転車は、自転車道の標識のあるところを通行する場合、自転車道とそれ以外の車道のどちらを通行してもよい。

問39 普通自転車の点検整備基準において、ハンドルシステム及びシートポストがはめ合わせ限界以上にはめ合わされていることを確認したうえで、固定力検査を行うのは、ハンドルシステムとハンドルバーとの固定、立パイプとシートポストとの固定、シートポストとサドルとの固定及びハンドルバーとブレーキレバーとの固定の4箇所である。

問40 緑色TSマーク付帯保険の賠償責任補償の支払いの対象は、死亡又は身体の傷害である。

問41 道路交通法は、何人も酒気を帯びて自動車を運転することを禁止している。自転車の場合、酒酔いに至らない程度の酒気を帯びた状態での運転も禁止されている。

問42 自転車活用推進法においては、自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策として、高い安全性を備えた良質な自転車の供給体制の整備が明記されている。

問43 道路交通法に定める自転車運転者講習の対象となる危険行為には「信号無視」「指定場所一時不停止」「酒酔い運転」等があるが、「制動装置（ブレーキ）不良自転車運転」はその対象ではない。

問44 普通自転車の車輪数は、2輪又は3輪とされている。

問45 自転車安全整備店の登録を受けた自転車店は、「自転車安全整備店章」を貸与されるが、事業所に掲出する必要はない。

問46 駆動補助機付自転車は、ペダルに踏力が加わっていないときでも、わずかであれば原動機による力が作動してもよいとされている。

問47 自転車は、「一時停止」の標識のあるところであっても、自動車と異なり、左右の安全が確認できれば、一時停止をしないで通行することができる。

問48 自転車安全整備店の登録を受けるためには、自転車の点検及び整備を行うための作業場が5平方メートル以上確保されていること、当該作業場が、道路から容易に自転車を持ち込めるものであること、適正な事業所の基準に定める工具を備え付けていることの3点に適合する事業所を有していなければならない。

問49 普通自転車を構成する部品のなかで、ハブとブレーキが一体となった構造であるハブブレーキのように、一つの部品で二つ以上の部品の機能を備えているものを複合部品という。普通自転車の点検整備マニュアルにおいては、複合部品を使用している場合でも、重複する部品の省略はできないこととされている。

問50 普通自転車は、サドル、タイヤ等の車体・車輪部の部品、チェーン、ブレーキ等の駆動・制動部の部品、ハンドル等の操縦部の部品、尾灯、警音器等の安全付属部の部品又はこれらと同等の機能を有するものにより構成されている。

令和6年度D問題

問題は、問1から問50まであります。各問とも解答は、正しいものには、マークシートの「○」の箇所、誤っているものには、「×」の箇所をHBの黒鉛筆または、シャープペンシルで塗りつぶすこと。

- 問1 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律は、自転車等の利用者の責務として「自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。」と定めている。
- 問2 自動車は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するとき、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離をこれから保たなければならないが、自転車についてはその義務までは課されていない。
- 問3 普通自転車の点検整備基準において、ハンドルステム及びシートポストがはめ合わせ限界以上にはめ合わされていることを確認したうえで、固定力検査を行うのは、前ホークとハンドルステムとの固定、ハンドルステムとハンドルバーとの固定、立パイプとシートポストとの固定、シートポストとサドルとの固定及びハンドルバーとブレーキレバーとの固定の5箇所である。
- 問4 自転車に安全に乗るため、自分の体に合った自転車を選ぶよう指導する。サドルにまたがらせ、ハンドルを持たせ、左右自由に回してみたり、ブレーキをかけてみたりさせ、無理のないもの、操作のしやすいものを選ばせる。
- 問5 道路交通法は、何人も酒気を帯びて自動車を運転することを禁止している。自転車の場合、酒酔いに至らない程度の酒気を帯びた状態での運転も禁止されている。
- 問6 普通自転車の車輪数は、2輪以上4輪以下とされている。
- 問7 自転車安全整備店登録申請書に記載した自転車安全整備士の氏名等に変更を生じたときは、次の登録更新時にその旨を届け出なければならない。

- 問8 普通自転車は、サドル、タイヤ等の車体・車輪部の部品、チェーン、ブレーキ等の駆動・制動部の部品、ハンドル等の操縦部の部品、尾灯、警音器等の安全付属部の部品又はこれらと同等の機能を有するものにより構成されている。
- 問9 緑色TSマーク付帯保険の賠償責任補償の支払いの対象は、死亡又は身体の傷害である。
- 問10 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- 問11 夜間、自転車で走行中、前照灯が急に故障し、点灯しなくなったことに気が付いたが、街灯がある場合は、運転を継続してもよい。
- 問12 自転車安全整備店の登録を受けるためには、自転車の点検及び整備を行うための作業場が10平方メートル以上確保されていること、当該作業場が、道路から容易に自転車を持ち込めるものであること、適正な事業所の基準に定める工具を備え付けていることの3点に適合する事業所を有していなければならない。
- 問13 駆動補助機付自転車の点検整備基準においては、電源スイッチ、人力及び車速の測定手段、原動機及びその制御手段並びにそれらを結ぶ配線類は、外部から容易に改造のできない構造であることとされている。
- 問14 自転車活用推進法は、国民に広く自転車の活用の推進についての関心と理解を深めるため、自転車の日を5月4日、自転車月間を同月1日から同月31日までと定めている。
- 問15 自転車タイヤのサイドウォールのサイズ表示が「700×32C」である場合、そのタイヤはHEタイヤである。
- 問16 自転車は、「一時停止」の標識のあるところであっても、自動車と異なり、左右の安全が確認できれば、一時停止をしないで通行することができる。
- 問17 自動車の運転者は、ぬかるみ又は水たまりを通行するときは、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにしなければならないが、自転車の運転者も同じである。

- 問18 普通自転車の点検整備基準においては、制動性能は、乾燥した平坦な舗装道路において、走行速度が10km/hのとき、制動操作を開始した場所から3 m以内の距離で、円滑に停止させる性能を有することとされている。
- 問19 自転車を駐車するときは、駐車禁止以外の場所に、歩行者や他の車両の通行の邪魔にならないようにしなければならない。
- 問20 適正な事業所の基準においては、前後ハブナットの締め付け、緩め用に使用する工具はラチェットレンチであるが、ボックスレンチでもよいとされている。
- 問21 普通自転車の車体の大きさは、道路交通法令においては、長さ190cm、幅65cmを超えないこととされており、また、車体の構造の要件の1つとして歩行者に危害を及ぼすおそれのある鋭利な突出部がないこととされている。
- 問22 普通自転車は、白の二本線で標示されている路側帯を通行することができる。
- 問23 普通自転車は、自転車道の標識があるところでは、道路工事などの場合を除き、自転車道を通行しなければならない。
- 問24 普通自転車の点検整備基準においては、ハンドルをはめ合わせ限界標識まで引き上げ、サドルを製造業者が指定するサドル最小高さまで下げたときに、グリップの最上部からサドル座面がシートポスト軸と交差する点までの垂直距離は、50cmを超えてはならない。ただし、車体部が折りたたみ又は分割できるものは、この限りでないとされている。
- 問25 補助車輪の付いた幼児用自転車にも、普通自転車の点検整備基準に適合していれば、T Sマークを貼付することができる。
- 問26 道路交通法に定める自転車運転者講習の対象となる危険行為には「信号無視」「指定場所一時不停止」「酒酔い運転」等があるが、「制動装置（ブレーキ）不良自転車運転」はその対象ではない。
- 問27 駆動補助機付自転車は、ペダルに踏力が加わっていないときは、原動機による補助力が作動しないこととされている。

- 問28 自転車安全整備技能検定に合格した者は、公益財団法人日本交通管理技術協会の合格者名簿に登載され、自転車安全整備士の称号が付与される。自転車安全整備士の資格は、3年毎に更新しなければならない。
- 問29 自転車安全利用5則は、車道が原則・歩道は例外、車道は左側を通行、歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行、交通ルールを守る、子供はヘルメットを着用の5つである。
- 問30 普通自転車の点検整備基準においては、チェーンの点検は、ギヤクラックを正・逆方向に回転させ、容易にはずれないことを確認する。
- 問31 防犯登録は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律により、努力義務化されている。
- 問32 自転車は、沢山の部品がねじで結合されて組み立てられているので、走行中の細かい振動でこれらのねじが緩むと、各部が正しい位置に保たれなくなったり、ベアリング部が緩んだりするので、緩まないようにねじは強く締めるほうがよい。
- 問33 自転車安全整備制度は、被害者の救済に資そうとするものではない。
- 問34 普通自転車を構成する部品のなかで、ハブとブレーキが一体となった構造であるハブブレーキのように、一つの部品で二つ以上の部品の機能を備えているものを複合部品という。普通自転車の点検整備マニュアルにおいては、複合部品を使用している場合は、重複する部品を省略できることとされている。
- 問35 自転車を運転していて交通事故を起こしたとき、運転者は、ただちに自転車の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止し、交通事故の状況などを警察官に報告しなければならない。
- 問36 普通自転車の点検整備基準においては、警音器(ベル)の性能の点検は、10m離れた位置でよく聞こえ、かつ、適切な音質のものであることを確認する。
- 問37 自転車安全整備店は、TSマークを取り扱うことができる自転車店として、公益財団法人日本交通管理技術協会の登録を受けている自転車店であり、一旦登録を受ければ登録更新をする必要はない。

- 問38 駆動補助機付自転車における人の力に対する原動機を用いて人の力を補う力の比率は、10km/h未満の速度で自転車を走行させる場合は、2以下であり、10km/h以上25km/h未満の速度で自転車を走行させる場合は、徐々に下がり、25km/h以上ではゼロとなることとされている。
- 問39 適正な事業所の基準においては、各部品、工具の整形等に使用する卓上グラインダーは、手回し、電動どちらでもよいとされている。
- 問40 普通自転車が歩道を通行できるときでも、歩行者が優先である。歩行者の通行を妨げることとなるときには、徐行しなければならない。
- 問41 普通自転車の点検整備マニュアルにおいては、スポークの張力を手で点検する場合には、車輪の両側について、リムの内周を概ね2等分する2箇所くらいずつのスポークを指先で握り、それぞれの張力を点検し、緩いものや著しいばらつきがないかを確認する。
- 問42 自転車安全整備店は、T Sマークを貼付した際は、T Sマーク付帯保険加入書（お客様用）をT Sマーク保険加入者に交付するとともに、同加入書（店舗用）を交付の日から1年間保管しなければならない。
- 問43 普通自転車の点検整備マニュアルにおいては、制動性能の静的な測定方法は、幼児用自転車を除く一般用自転車の後ブレーキの場合、後ブレーキレバーを指2本をかけて締め、ペダルを前後を水平にした状態で、片足で全体重をペダルにかけたときに、後車輪が回らないことを確認する。
- 問44 警音器（ベル）は、危険を防止するためやむを得ないときなどに使用するものであるから、歩道などでみだりに鳴らしてはいけない。
- 問45 T Sマーク付帯保険の賠償責任補償は、同居の親族・同乗者に対する賠償事故も対象としている。
- 問46 普通自転車の車体の大きさは、長さはフレーム中心面に平行、かつ、水平に、幅はフレーム中心面に垂直、かつ、水平にそれぞれ最長部を測定するが、後写鏡については含めないで測定する。
- 問47 道路交通法上、普通自転車は歩道と車道の区別があるところでは、歩道通行が原則であり、歩道の車道寄りを通行しなければならない。

問48 自転車活用推進法においては、自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策として、高い安全性を備えた良質な自転車の供給体制の整備が明記されている。

問49 普通自転車の点検整備基準においては、反射器材の色及び性能は、自転車に備え付けられた場合において、夜間後方50メートルの距離から道路運送車両の保安基準第32条第1項の基準に適合する前照灯で照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できること、反射光の色は、橙色又は赤色であることとされている。

問50 自転車安全整備店の登録を受けた自転車店は、「自転車安全整備店章」を貸与されるが、事業所に掲出する必要はない。

令和6年度E問題

問題は、問1から問50まであります。各問とも解答は、正しいものには、マークシートの「○」の箇所、誤っているものには、「×」の箇所をHBの黒鉛筆または、シャープペンシルで塗りつぶすこと。

- 問1 自転車安全整備店は、TSマークを貼付した際は、TSマーク付帯保険加入書（お客様用）をTSマーク保険加入者に交付するとともに、同加入書（店舗用）を交付の日から1年間保管しなければならない。
- 問2 普通自転車の点検整備基準においては、警音器（ベル）の性能の点検は、5m離れた位置でよく聞こえ、かつ、適切な音質のものであることを確認する。
- 問3 普通自転車の点検整備基準において、ハンドルステム及びシートポストがはめ合わせ限界以上にはめ合わされていることを確認したうえで、固定力検査を行うのは、ハンドルステムとハンドルバーとの固定、立パイプとシートポストとの固定、シートポストとサドルとの固定及びハンドルバーとブレーキレバーとの固定の4箇所である。
- 問4 自転車安全整備技能検定に合格した者は、公益財団法人日本交通管理技術協会の合格者名簿に登載され、自転車安全整備士の称号が付与される。自転車安全整備士の資格は、3年毎に更新しなければならない。
- 問5 普通自転車を構成する部品のなかで、ハブとブレーキが一体となった構造であるハブブレーキのように、一つの部品で二つ以上の部品の機能を備えているものを複合部品という。普通自転車の点検整備マニュアルにおいては、複合部品を使用している場合でも、重複する部品の省略はできないこととされている。
- 問6 防犯登録は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律により、義務化されている。
- 問7 駆動補助機付自転車における人の力に対する原動機を用いて人の力を補う力の比率は、10km/h未満の速度で自転車を走行させる場合は、2以下であり、10km/h以上25km/h未満の速度で自転車を走行させる場合は、徐々に下がり、25km/h以上ではゼロとなることとされている。
- 問8 道路交通法は、何人も酒気を帯びて自動車を運転することを禁止している。自転車の場合、酒酔いに至らない程度の酒気を帯びた状態での運転は禁止されていない。

- 問9 適正な事業所の基準においては、各部品、工具の整形等に使用する卓上グラインダーは、電動でなければならないとされている。
- 問10 補助車輪の付いた幼児用自転車には、普通自転車の点検整備基準に適合していても、TSマークを貼付することはできない。
- 問11 自動車の運転者は、ぬかるみ又は水たまりを通行するときは、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにしなければならないが、自転車の運転者も同じである。
- 問12 自転車タイヤのサイドウォールのサイズ表示が〔26×1.95〕である場合、そのタイヤはWOタイヤである。
- 問13 自転車安全整備制度は、被害者の救済に資そうとするものではない。
- 問14 自転車は、すぐに移動でき、自動車ほど邪魔にならないので、道路のどこに駐車してもよい。
- 問15 普通自転車は、自転車道の標識があるところでは、道路工事などの場合を除き、自転車道を通行しなければならない。
- 問16 適正な事業所の基準においては、前後ハブナットの締め付け、緩め用に使用する工具はラチェットレンチであるが、ボックスレンチでもよいとされている。
- 問17 自転車安全整備店登録申請書に記載した自転車安全整備士の氏名等に変更を生じたときは、自転車安全整備店登録事項変更届により速やかにその旨を届け出なければならない。
- 問18 普通自転車の点検整備基準においては、ハンドルをはめ合わせ限界標識まで引き上げ、サドルを製造業者が指定するサドル最小高さまで下げたときに、グリップの最上部からサドル座面がシートポスト軸と交差する点までの垂直距離は、40cmを超えてはならない。ただし、車体部が折りたたみ又は分割できるものは、この限りでないとされている。
- 問19 自転車安全整備店の登録を受けた自転車店は、「自転車安全整備店章」を貸与されるが、事業所に掲出する必要はない。

問20 自転車は、沢山の部品がねじで結合されて組み立てられているので、走行中の細かい振動でこれらのねじが緩むと、各部が正しい位置に保たれなくなったり、ベアリング部が緩んだりする。また、反対に締めすぎるとボールが壊れて、走れなくなることがある。

問21 普通自転車の車輪数は、2輪又は3輪とされている。

問22 自転車安全利用5則は、車道が原則・歩道は例外、車道は左側を通行、歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行、交通ルールを守る、子供はヘルメットを着用の5つである。

問23 警音器（ベル）は、危険を防止するためやむを得ないときなどに使用するものであるから、歩道などでみだりに鳴らしてはいけない。

問24 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律は、自転車等の利用者の責務として「自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。」と定めている。

問25 普通自転車の点検整備基準においては、制動性能は、乾燥した平坦な舗装道路において、走行速度が10km/hのとき、制動操作を開始した場所から3m以内の距離で、円滑に停止させる性能を有することとされている。

問26 自転車は、「一時停止」の標識のあるところであっても、自動車と異なり、左右の安全が確認できれば、一時停止をしないで通行することができる。

問27 普通自転車の点検整備マニュアルにおいては、スポークの張力を手で点検する場合には、車輪の両側について、リムの内周を概ね2等分する2箇所くらいずつのスポークを指先で握り、それぞれの張力を点検し、緩いものや著しいばらつきがないかを確認する。

問28 普通自転車は、白の二本線で標示されている路側帯を通行することができる。

問29 夜間、自転車で走行中、前照灯が急に故障し、点灯しなくなったことに気が付いた場合は、運転を継続してはならない。

問30 道路交通法に定める自転車運転者講習の対象となる危険行為には「信号無視」「指定場所一時不停止」「酒酔い運転」等があるが、「制動装置（ブレーキ）不良自転車運転」もその対象である。

問31 自転車活用推進法においては、自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策として、相当な安全性を備えた安価な自転車の供給体制の整備が明記されている。

問32 普通自転車の点検整備マニュアルにおいては、制動性能の静的な測定方法は、幼児用自転車を除く一般用自転車の後ブレーキの場合、後ブレーキレバーを指2本をかけて締め、ペダルを前後を水平にした状態で、片足で全体重をペダルにかけたときに、後車輪が回らないことを確認する。

問33 自転車に乗って通行中、出会い頭に歩行者と衝突したが、怪我もかすり傷程度の軽いものであった。このような自転車事故の場合は、相手の怪我が軽いので、自動車と違い警察官への報告義務はない。

問34 自転車に安全に乗るため、自分の体に合った自転車を選ぶよう指導する。サドルにまたがらせ、ハンドルを持たせ、左右自由に回してみたり、ブレーキをかけてみたりさせ、無理のないもの、操作のしやすいものを選ばせる。

問35 普通自転車の点検整備基準においては、チェーンの点検は、ギヤクラックを正・逆方向に回転させ、容易にはずれないことを確認する。

問36 T S マーク付帯保険の賠償責任補償は、同居の親族・同乗者に対する賠償事故は対象としていない。

問37 駆動補助機付自転車の点検整備基準においては、電源スイッチ、人力及び車速の測定手段、原動機及びその制御手段並びにそれらを結ぶ配線類は、外部から容易に改造のできない構造であることとされている。

問38 自転車活用推進法は、国民に広く自転車の活用の推進についての関心と理解を深めるため、自転車の日を5月4日、自転車月間を同月1日から同月31日までと定めている。

問39 普通自転車の車体の大きさは、長さはフレーム中心面に平行、かつ、水平に、幅はフレーム中心面に垂直、かつ、水平にそれぞれ最長部を測定するが、どろよけ、スタンド、キャリア、後写鏡などの部品を含めて測定する。

問40 普通自転車が歩道を通行できるときでも、歩行者が優先である。歩行者の通行を妨げることとなるときには、徐行しなければならない。

問41 普通自転車の点検整備基準においては、反射器材の色及び性能は、自転車に備え付けられた場合において、夜間後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準第32条第1項の基準に適合する前照灯で照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できること、反射光の色は、橙色又は赤色であることとされている。

問42 自転車安全整備店は、TSマークを取り扱うことができる自転車店として、公益財団法人日本交通管理技術協会の登録を受けている自転車店であり、一旦登録を受ければ登録更新をする必要はない。

問43 普通自転車の車体の大きさは、道路交通法令においては、長さ190cm、幅65cmを超えないこととされており、また、車体の構造の要件の1つとして歩行者に危害を及ぼすおそれのある鋭利な突出部がないこととされている。

問44 道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられ、歩道と車道の区別があるところでは、車道通行が原則であり、道路工事などの場合を除き、車道の左端に沿って通行しなければならない。

問45 自転車安全整備店の登録を受けるためには、自転車の点検及び整備を行うための作業場が5平方メートル以上確保されていること、当該作業場が、道路から容易に自転車を持ち込めるものであること、適正な事業所の基準に定める工具を備え付けていることの3点に適合する事業所を有していなければならない。

問46 自動車は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するとき、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離を、これから保たなければならないが、自転車についても同様である。

問47 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

問48 普通自転車は、サドル、タイヤ等の車体・車輪部の部品、チェーン、ブレーキ等の駆動・制動部の部品、ハンドル等の操縦部の部品、尾灯、警音器等の安全付属部の部品又はこれらと同等の機能を有するものにより構成されている。

問49 緑色 T S マーク付帯保険の賠償責任補償の支払いの対象は、死亡又は重度後遺障害（1～7級）である。

問50 駆動補助機付自転車は、ペダルに踏力が加わっていないときは、原動機による補助力が作動しないこととされている。

令和6年度F問題

問題は、問1から問50まであります。各問とも解答は、正しいものには、マークシートの「○」の箇所、誤っているものには、「×」の箇所をHBの黒鉛筆または、シャープペンシルで塗りつぶすこと。

- 問1 自転車タイヤのサイドウォールのサイズ表示が〔26×1.95〕である場合、そのタイヤはHEタイヤである。
- 問2 自転車安全整備店登録申請書に記載した自転車安全整備士の氏名等に変更を生じたときは、自転車安全整備店登録事項変更届により速やかにその旨を届け出なければならない。
- 問3 普通自転車の点検整備基準においては、チェーンの点検は、ギャクランクを正・逆方向に回転させ、容易にはずれないことを確認する。
- 問4 普通自転車は、白の二本線で標示されている路側帯を通行することができる。
- 問5 自動車の運転者は、ぬかるみ又は水たまりを通行するときは、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにしなければならないが、自転車の運転者も同じである。
- 問6 自転車安全整備技能検定に合格した者は、公益財団法人日本交通管理技術協会の合格者名簿に登載され、自転車安全整備士の称号が付与される。自転車安全整備士の資格には更新制度はない。
- 問7 駆動補助機付自転車における人の力に対する原動機を用いて人の力を補う力の比率は、10km/h未満の速度で自転車を走行させる場合は、2以下であり、10km/h以上25km/h未満の速度で自転車を走行させる場合は、徐々に下がり、25km/h以上ではゼロとなることとされている。
- 問8 道路交通法上、普通自転車は歩道と車道の区別があるところでは、歩道通行が原則であり、歩道の車道寄りを通行しなければならない。
- 問9 普通自転車は、サドル、タイヤ等の車体・車輪部の部品、チェーン、ブレーキ等の駆動・制動部の部品、ハンドル等の操縦部の部品、尾灯、警音器等の安全付属部の部品又はこれらと同等の機能を有するものにより構成されている。

- 問10 自転車活用推進法においては、自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策として、相当な安全性を備えた安価な自転車の供給体制の整備が明記されている。
- 問11 普通自転車の車輪数は、2輪以上4輪以下とされている。
- 問12 自転車安全整備店の登録を受けた自転車店は、「自転車安全整備店章」を貸与されるが、事業所に掲出する必要はない。
- 問13 普通自転車の点検整備マニュアルにおいては、スポークの張力を手で点検する場合には、車輪の両側について、リムの内周を概ね2等分する2箇所くらいずつのスポークを指先で握り、それぞれの張力を点検し、緩いものや著しいばらつきがないかを確認する。
- 問14 自転車を運転していて交通事故を起こしたとき、運転者は、ただちに自転車の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止し、交通事故の状況などを警察官に報告しなければならない。
- 問15 自転車安全整備店は、TSマークを貼付した際は、TSマーク付帯保険加入書（お客様用）をTSマーク保険加入者に交付するとともに、同加入書（店舗用）を交付の日から1年間保管しなければならない。
- 問16 自転車安全利用5則は、車道が原則・左側を通行・歩道は例外・歩行者を優先、交差点では信号と一時停止を守って・安全確認、夜間はライトを点灯、飲酒運転は禁止、ヘルメットを着用の5つである。
- 問17 駆動補助機付自転車の点検整備基準においては、電源スイッチ、人力及び車速の測定手段、原動機及びその制御手段並びにそれらを結ぶ配線類は、外部から容易に改造のできない構造であることとされている。
- 問18 自転車は、「一時停止」の標識のあるところであっても、自動車と異なり、左右の安全が確認できれば、一時停止をしないで通行することができる。
- 問19 自転車は、沢山の部品がねじで結合されて組み立てられているので、走行中の細かい振動でこれらのねじが緩むと、各部が正しい位置に保たれなくなったり、ベアリング部が緩んだりするので、緩まないようにねじは強く締めるほうがよい。

問20 駆動補助機付自転車は、ペダルに踏力が加わっていないときは、原動機による補助力が作動しないこととされている。

問21 普通自転車の点検整備基準においては、反射器材の色及び性能は、自転車に備え付けられた場合において、夜間後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準第32条第1項の基準に適合する前照灯で照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できること、反射光の色は、赤色であることとされている。

問22 普通自転車の点検整備基準においては、制動性能は、乾燥した平坦な舗装道路において、走行速度が15km/hのとき、制動操作を開始した場所から5m以内の距離で、円滑に停止させる性能を有することとされている。

問23 緑色TSマーク付帯保険の賠償責任補償の支払いの対象は、死亡又は重度後遺障害（1～7級）である。

問24 普通自転車の点検整備基準においては、ハンドルをはめ合わせ限界標識まで引き上げ、サドルを製造業者が指定するサドル最小高さまで下げたときに、グリップの最上部からサドル座面がシートポスト軸と交差する点までの垂直距離は、50cmを超えてはならない。ただし、車体部が折りたたみ又は分割できるものは、この限りでないとされている。

問25 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

問26 自転車に安全に乗るため、自分の体に合った自転車を選ぶよう指導する。サドルにまたがらせ、ハンドルを持たせ、左右自由に回してみたり、ブレーキをかけてみたりさせ、無理のないもの、操作のしやすいものを選ばせる。

問27 普通自転車の車体の大きさは、長さはフレーム中心面に平行、かつ、水平に、幅はフレーム中心面に垂直、かつ、水平にそれぞれ最長部を測定するが、後写鏡については含めないで測定する。

問28 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律は、自転車等の利用者の責務として「自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。」と定めている。

問29 警音器（ベル）は、危険を防止するためやむを得ないときなどに使用するものであるから、歩道などでみだりに鳴らしてはいけない。

問30 適正な事業所の基準においては、各部品、工具の整形等に使用する卓上グラインダーは、電動でなければならないとされている。

問31 普通自転車の点検整備基準においては、警音器（ベル）の性能の点検は、10m離れた位置でよく聞こえ、かつ、適切な音質のものであることを確認する。

問32 自転車安全整備店の登録を受けるためには、自転車の点検及び整備を行うための作業場が5平方メートル以上確保されていること、当該作業場が、道路から容易に自転車を持ち込めるものであること、適正な事業所の基準に定める工具を備え付けていることの3点に適合する事業所を有していなければならない。

問33 普通自転車の車体の大きさは、道路交通法令においては、長さ190cm、幅65cmを超えないこととされており、また、車体の構造の要件の1つとして歩行者に危害を及ぼすおそれのある鋭利な突出部がないこととされている。

問34 自転車活用推進法は、国民に広く自転車の活用の推進についての関心と理解を深めるため、自転車の日を5月4日、自転車月間を同月1日から同月31日までと定めている。

問35 自動車は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するときは、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離をこれから保たなければならないが、自転車についてはその義務までは課されていない。

問36 普通自転車は、自転車道の標識があるところでは、道路工事などの場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

問37 T Sマーク付帯保険の賠償責任補償は、同居の親族・同乗者に対する賠償事故は対象としていない。

問38 道路交通法は、何人も酒気を帯びて自動車を運転することを禁止しているが、自転車の場合、少量の酒しか飲んでいなければ、運転は禁止されていない。

- 問39 夜間、自転車で走行中、前照灯が急に故障し、点灯しなくなったことに気が付いたが、街灯がある場合は、運転を継続してもよい。
- 問40 防犯登録は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律により、努力義務化されている。
- 問41 道路交通法に定める自転車運転者講習の対象となる危険行為には「信号無視」「指定場所一時不停止」「酒酔い運転」等があるが、「制動装置（ブレーキ）不良自転車運転」はその対象ではない。
- 問42 普通自転車を構成する部品のなかで、ハブとブレーキが一体となった構造であるハブブレーキのように、一つの部品で二つ以上の部品の機能を備えているものを複合部品という。普通自転車の点検整備マニュアルにおいては、複合部品を使用している場合は、重複する部品を省略できることとされている。
- 問43 補助車輪の付いた幼児用自転車には、普通自転車の点検整備基準に適合していても、TSマークを貼付することはできない。
- 問44 自転車を駐車するときは、駐車禁止以外の場所に、歩行者や他の車両の通行の邪魔にならないようにしなければならない。
- 問45 適正な事業所の基準においては、前後ハブナットの締め付け、緩め用を使用する工具はラチェットレンチであるが、ボックスレンチでもよいとされている。
- 問46 自転車安全整備制度は、被害者の救済に資そうとするものではない。
- 問47 普通自転車が歩道を通行できるときでも、歩行者が優先である。歩行者の通行を妨げることとなるときには、徐行しなければならない。
- 問48 普通自転車の点検整備基準において、ハンドルステム及びシートポストがはめ合わせ限界以上にはめ合わされていることを確認したうえで、固定力検査を行うのは、ハンドルステムとハンドルバーとの固定、立パイプとシートポストとの固定、シートポストとサドルとの固定及びハンドルバーとブレーキレバーとの固定の4箇所である。

問49 自転車安全整備店は、T Sマークを取り扱うことができる自転車店として、公益財団法人日本交通管理技術協会の登録を受けている自転車店であり、一旦登録を受ければ登録更新をする必要はない。

問50 普通自転車の点検整備マニュアルにおいては、制動性能の静的な測定方法は、幼児用自転車を除く一般用自転車の後ブレーキの場合、後ブレーキレバーを指2本をかけて締め、ペダルの前後を水平にした状態で、片足で全体重をペダルにかけたときに、後車輪が回らないことを確認する。

令和6年度G問題

問題は、問1から問50まであります。各問とも解答は、正しいものには、マークシートの「○」の箇所、誤っているものには、「×」の箇所をHBの黒鉛筆または、シャープペンシルで塗りつぶすこと。

- 問1 補助車輪の付いた幼児用自転車にも、普通自転車の点検整備基準に適合していれば、TSマークを貼付することができる。
- 問2 警音器（ベル）は、危険を防止するためやむを得ないときなどに使用するものであるから、歩道などでみだりに鳴らしてはいけない。
- 問3 自動車は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するとき、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離を、これから保たなければならないが、自転車についても同様である。
- 問4 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律は、自転車等の利用者の責務として「自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。」と定めている。
- 問5 普通自転車の車体の大きさは、道路交通法令においては、長さ190cm、幅65cmを超えないこととされており、また、車体の構造の要件の1つとして歩行者に危害を及ぼすおそれのある鋭利な突出部がないこととされている。
- 問6 夜間、自転車で走行中、前照灯が急に故障し、点灯しなくなったことに気が付いた場合は、運転を継続してはならない。
- 問7 自転車に安全に乗るため、自分の体に合った自転車を選ぶよう指導する。サドルにまたがらせ、ハンドルを持たせ、左右自由に回してみたり、ブレーキをかけてみたりさせ、無理のないもの、操作のしやすいものを選ばせる。
- 問8 駆動補助機付自転車の点検整備基準においては、電源スイッチ、人力及び車速の測定手段、原動機及びその制御手段並びにそれらを結ぶ配線類は、外部から容易に改造のできない構造であることとされている。

- 問9 道路交通法は、何人も酒気を帯びて自動車を運転することを禁止している。自転車の場合、酒酔いに至らない程度の酒気を帯びた状態での運転も禁止されている。
- 問10 自転車安全整備制度は、被害者の救済に資そうとするものではない。
- 問11 普通自転車は、自転車道の標識のあるところを通行する場合、自転車道とそれ以外の車道のどちらを通行してもよい。
- 問12 自転車活用推進法においては、自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策として、相当な安全性を備えた安価な自転車の供給体制の整備が明記されている。
- 問13 駆動補助機付自転車は、ペダルに踏力が加わっていないときでも、わずかであれば原動機による力が作動してもよいとされている。
- 問14 自転車安全整備店登録申請書に記載した自転車安全整備士の氏名等に変更を生じたときは、自転車安全整備店登録事項変更届により速やかにその旨を届け出なければならない。
- 問15 適正な事業所の基準においては、各部品、工具の整形等に使用する卓上グラインダーは、電動でなければならないとされている。
- 問16 普通自転車は、サドル、タイヤ等の車体・車輪部の部品、チェーン、ブレーキ等の駆動・制動部の部品、ハンドル等の操縦部の部品、尾灯、警音器等の安全付属部の部品又はこれらと同等の機能を有するものにより構成されている。
- 問17 自転車は、「一時停止」の標識のあるところであっても、自動車と異なり、左右の安全が確認できれば、一時停止をしないで通行することができる。
- 問18 普通自転車の点検整備マニュアルにおいては、制動性能の静的な測定方法は、幼児用自転車を除く一般用自転車の後ブレーキの場合、後ブレーキレバーを指2本をかけて締め、ペダルの前後を水平にした状態で片足の踏力をペダルにかけたときに、後車輪が回らないことを確認する。

問19 自転車安全整備店は、TSマークを取り扱うことができる自転車店として、公益財団法人日本交通管理技術協会の登録を受けている自転車店であり、一旦登録を受ければ登録更新をする必要はない。

問20 普通自転車の点検整備基準においては、制動性能は、乾燥した平坦な舗装道路において、走行速度が10km/hのとき、制動操作を開始した場所から3m以内の距離で、円滑に停止させる性能を有することとされている。

問21 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

問22 普通自転車の点検整備基準において、ハンドルステム及びシートポストがはめ合わせ限界以上にはめ合わされていることを確認したうえで、固定力検査を行うのは、ハンドルステムとハンドルバーとの固定、立パイプとシートポストとの固定、シートポストとサドルとの固定及びハンドルバーとブレーキレバーとの固定の4箇所である。

問23 自転車安全整備店の登録を受けるためには、自転車の点検及び整備を行うための作業場が10平方メートル以上確保されていること、当該作業場が、道路から容易に自転車を持ち込めるものであること、適正な事業所の基準に定める工具を備え付けていることの3点に適合する事業所を有していなければならない。

問24 普通自転車の点検整備基準においては、ハンドルをはめ合わせ限界標識まで引き上げ、サドルを製造業者が指定するサドル最小高さまで下げたときに、グリップの最上部からサドル座面がシートポスト軸と交差する点までの垂直距離は、40cmを超えてはならない。ただし、車体部が折りたたみ又は分割できるものは、この限りでないとされている。

問25 自転車に乗って通行中、出会い頭に歩行者と衝突したが、怪我もかすり傷程度の軽いものであった。このような自転車事故の場合は、相手の怪我が軽いので、自動車と違い警察官への報告義務はない。

問26 普通自転車を構成する部品のなかで、ハブとブレーキが一体となった構造であるハブブレーキのように、一つの部品で二つ以上の部品の機能を備えているものを複合部品という。普通自転車の点検整備マニュアルにおいては、複合部品を使用している場合でも、重複する部品の省略はできないこととされている。

問27 自転車安全整備店の登録を受けた自転車店は、「自転車安全整備店章」を貸与されるが、事業所に掲出する必要はない。

問28 普通自転車の点検整備マニュアルにおいては、スポークの張力を手で点検する場合には、車輪の両側について、リムの内周を概ね2等分する2箇所くらいずつのスポークを指先で握り、それぞれの張力を点検し、緩いものや著しいばらつきがないかを確認する。

問29 普通自転車の点検整備基準においては、警音器(ベル)の性能の点検は、5 m離れた位置でよく聞こえ、かつ、適切な音質のものであることを確認する。

問30 普通自転車の点検整備基準においては、チェーンの点検は、ギヤクラックを正・逆方向に回転させ、容易にはずれないことを確認する。

問31 T S マーク付帯保険の賠償責任補償は、同居の親族・同乗者に対する賠償事故は対象としていない。

問32 普通自転車の点検整備基準においては、反射器材の色及び性能は、自転車に備え付けられた場合において、夜間後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準第32条第1項の基準に適合する前照灯で照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できること、反射光の色は、橙色又は赤色であることとされている。

問33 普通自転車は、白の二本線で標示されている路側帯を通行することができる。

問34 普通自転車の車輪数は、2輪以上4輪以下とされている。

問35 適正な事業所の基準においては、前後ハブナットの締め付け、緩め用に使用する工具はラチェットレンチであるが、ボックスレンチでもよいとされている。

問36 自転車活用推進法は、国民に広く自転車の活用の推進についての関心と理解を深めるため、自転車の日を5月4日、自転車月間を同月1日から同月31日までと定めている。

- 問37 自転車は、沢山の部品がねじで結合されて組み立てられているので、走行中の細かい振動でこれらのねじが緩むと、各部が正しい位置に保たれなくなったり、ベアリング部が緩んだりするので、緩まないようにねじは強く締めるほうがよい。
- 問38 自転車は、すぐに移動でき、自動車ほど邪魔にならないので、道路のどこに駐車しても支障はないため、駐車禁止の対象となっていない。
- 問39 緑色 T S マーク付帯保険の賠償責任補償の支払いの対象は、死亡又は重度後遺障害（1～4級）である。
- 問40 駆動補助機付自転車における人の力に対する原動機を用いて人の力を補う力の比率は、10km/h未満の速度で自転車を走行させる場合は、2以下であり、10km/h以上25km/h未満の速度で自転車を走行させる場合は、徐々に下がり、25km/h以上ではゼロとなることとされている。
- 問41 自転車安全利用5則は、車道が原則・歩道は例外、車道は左側を通行、歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行、交通ルールを守る、子供はヘルメットを着用の5つである。
- 問42 自転車安全整備技能検定に合格した者は、公益財団法人日本交通管理技術協会の合格者名簿に登載され、自転車安全整備士の称号が付与される。自転車安全整備士の資格は、3年毎に更新しなければならない。
- 問43 自転車タイヤのサイドウオール サイズ表示が〔700×32C〕である場合、そのタイヤはH E タイヤである。
- 問44 道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられ、歩道と車道の区別があるところでは、車道通行が原則であり、道路工事などの場合を除き、車道の左端に沿って通行しなければならない。
- 問45 普通自転車の車体の大きさは、長さはフレーム中心面に平行、かつ、水平に、幅はフレーム中心面に垂直、かつ、水平にそれぞれ最長部を測定するが、スタンドについては、含めないで測定する。
- 問46 防犯登録は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律により、義務化されている。

問47 道路交通法に定める自転車運転者講習の対象となる危険行為には「信号無視」「指定場所一時不停止」「酒酔い運転」等があるが、「制動装置（ブレーキ）不良自転車運転」もその対象である。

問48 自動車の運転者は、ぬかるみ又は水たまりを通行するときは、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにしなければならないが、自転車の運転者も同じである。

問49 自転車安全整備店は、TSマークを貼付した際は、TSマーク付帯保険加入書（お客様用）をTSマーク保険加入者に交付するとともに、同加入書（店舗用）を交付の日から1年間保管しなければならない。

問50 普通自転車が歩道を通行できるときでも、歩行者が優先である。歩行者の通行を妨げることとなるときには、徐行しなければならない。

令和6年度H問題

問題は、問1から問50まであります。各問とも解答は、正しいものには、マークシートの「○」の箇所、誤っているものには、「×」の箇所をHBの黒鉛筆または、シャープペンシルで塗りつぶすこと。

- 問1 自転車は、「一時停止」の標識のあるところであっても、自動車と異なり、左右の安全が確認できれば、一時停止をしないで通行することができる。
- 問2 補助車輪の付いた幼児用自転車にも、普通自転車の点検整備基準に適合していれば、TSマークを貼付することができる。
- 問3 自転車を駐車するときは、駐車禁止以外の場所に、歩行者や他の車両の通行の邪魔にならないようにしなければならない。
- 問4 普通自転車の車体の大きさは、道路交通法令においては、長さ190cm、幅65cmを超えないこととされており、また、車体の構造の要件の1つとして歩行者に危害を及ぼすおそれのある鋭利な突出部がないこととされている。
- 問5 自転車安全整備店の登録を受けた自転車店は、「自転車安全整備店章」を貸与されるが、事業所に掲出する必要はない。
- 問6 駆動補助機付自転車は、ペダルに踏力が加わっていないときでも、わずかであれば原動機による力が作動してもよいとされている。
- 問7 普通自転車が歩道を通行できるときでも、歩行者が優先である。歩行者の通行を妨げることとなるときには、徐行しなければならない。
- 問8 普通自転車の点検整備基準においては、チェーンの点検は、ギヤクラックを正・逆方向に回転させ、容易にはずれないことを確認する。
- 問9 道路交通法は、何人も酒気を帯びて自動車を運転することを禁止している。自転車の場合、酒酔いに至らない程度の酒気を帯びた状態での運転は禁止されていない。
- 問10 自転車安全整備店は、TSマークを貼付した際は、TSマーク付帯保険加入書（お客様用）をTSマーク保険加入者に交付するとともに、同加入書（店舗用）を交付の日から1年間保管しなければならない。

- 問11 普通自転車は、自転車道の標識があるところでは、道路工事などの場合を除き、自転車道を通行しなければならない。
- 問12 普通自転車の点検整備基準においては、反射器材の色及び性能は、自転車に備え付けられた場合において、夜間後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準第32条第1項の基準に適合する前照灯で照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できること、反射光の色は、赤色であることとされている。
- 問13 自転車安全整備店登録申請書に記載した自転車安全整備士の氏名等に変更を生じたときは、次の登録更新時にその旨を届け出なければならない。
- 問14 普通自転車の点検整備マニュアルにおいては、制動性能の静的な測定方法は、幼児用自転車を除く一般用自転車の後ブレーキの場合、後ブレーキレバーを指2本をかけて締め、ペダルの前後を水平にした状態で片足の踏力をペダルにかけたときに、後車輪が回らないことを確認する。
- 問15 緑色T Sマーク付帯保険の賠償責任補償の支払いの対象は、死亡又は身体の傷害である。
- 問16 普通自転車は、サドル、タイヤ等の車体・車輪部の部品、チェーン、ブレーキ等の駆動・制動部の部品、ハンドル等の操縦部の部品、尾灯、警告器等の安全付属部の部品又はこれらと同等の機能を有するものにより構成されている。
- 問17 普通自転車の点検整備マニュアルにおいては、スポークの張力を手で点検する場合には、車輪の両側について、リムの内周を概ね2等分する2箇所くらいずつのスポークを指先で握り、それぞれの張力を点検し、緩いものや著しいばらつきがないかを確認する。
- 問18 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律は、自転車等の利用者の責務として「自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。」と定めている。
- 問19 自転車は、沢山の部品がねじで結合されて組み立てられているので、走行中の細かい振動でこれらのねじが緩むと、各部が正しい位置に保たれなくなったり、ベアリング部が緩んだりする。また、反対に締めすぎるとボールが壊れて、走れなくなることがある。

- 問20 道路交通法上、普通自転車は歩道と車道の区別があるところでは、歩道通行が原則であり、歩道の車道寄りを通行しなければならない。
- 問21 普通自転車は、白の二本線で標示されている路側帯を通行することができる。
- 問22 普通自転車の点検整備基準においては、制動性能は、乾燥した平坦な舗装道路において、走行速度が15km/hのとき、制動操作を開始した場所から5m以内の距離で、円滑に停止させる性能を有することとされている。
- 問23 自動車を運転していて交通事故を起こしたとき、運転者は、ただちに自動車の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止し、交通事故の状況等を警察官に報告しなければならないが、自転車の運転者には、報告義務は課されていない。
- 問24 自転車安全整備技能検定に合格した者は、公益財団法人日本交通管理技術協会の合格者名簿に登載され、自転車安全整備士の称号が付与される。自転車安全整備士の資格には更新制度はない。
- 問25 駆動補助機付自転車の点検整備基準においては、電源スイッチ、人力及び車速の測定手段、原動機及びその制御手段並びにそれらを結ぶ配線類は、外部から容易に改造のできない構造であることとされている。
- 問26 普通自転車を構成する部品のなかで、ハブとブレーキが一体となった構造であるハブブレーキのように、一つの部品で二つ以上の部品の機能を備えているものを複合部品という。普通自転車の点検整備マニュアルにおいては、複合部品を使用している場合は、重複する部品を省略できることとされている。
- 問27 T Sマーク付帯保険の賠償責任補償は、同居の親族・同乗者に対する賠償事故も対象としている。
- 問28 普通自転車の点検整備基準において、ハンドルステム及びシートポストがはめ合わせ限界以上にはめ合わされていることを確認したうえで、固定力検査を行うのは、前ホークとハンドルステムとの固定、ハンドルステムとハンドルバーとの固定、立パイプとシートポストとの固定、シートポストとサドルとの固定及びハンドルバーとブレーキレバーとの固定の5箇所である。

- 問29 自転車に安全に乗るため、自分の体に合った自転車を選ぶよう指導する。サドルにまたがらせ、ハンドルを持たせ、左右自由に回してみたり、ブレーキをかけてみたりさせ、無理のないもの、操作のしやすいものを選ばせる。
- 問30 適正な事業所の基準においては、各部品、工具の整形等に使用する卓上グラインダーは、電動でなければならないとされている。
- 問31 普通自転車の車輪数は、2輪又は3輪とされている。
- 問32 自転車活用推進法は、国民に広く自転車の活用の推進についての関心と理解を深めるため、自転車の日を5月4日、自転車月間を同月1日から同月31日までと定めている。
- 問33 駆動補助機付自転車における人の力に対する原動機を用いて人の力を補う力の比率は、10km/h未満の速度で自転車を走行させる場合は、2以下であり、10km/h以上25km/h未満の速度で自転車を走行させる場合は、徐々に下がり、25km/h以上ではゼロとなることとされている。
- 問34 普通自転車の点検整備基準においては、ハンドルをはめ合わせ限界標識まで引き上げ、サドルを製造業者が指定するサドル最小高さまで下げたときに、グリップの最上部からサドル座面がシートポスト軸と交差する点までの垂直距離は、40cmを超えてはならない。ただし、車体部が折りたたみ又は分割できるものは、この限りでないとされている。
- 問35 警音器（ベル）は、危険を防止するためやむを得ないときなどに使用するものであるから、歩道などでみだりに鳴らしてはいけない。
- 問36 自転車タイヤのサイドウォールのサイズ表示が〔26×1.95〕である場合、そのタイヤはHEタイヤである。
- 問37 夜間、自転車で走行中、前照灯が急に故障し、点灯しなくなったことに気が付いたが、街灯がある場合は、運転を継続してもよい。
- 問38 適正な事業所の基準においては、前後ハブナットの締め付け、緩め用に使用する工具はラチェットレンチであるが、ボックスレンチでもよいとされている。

問39 自転車安全整備制度は、被害者の救済に資そうとするものではない。

問40 自動車は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するときは、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離を、これから保たなければならないが、自転車についても同様である。

問41 防犯登録は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律により、義務化されている。

問42 普通自転車の点検整備基準においては、警音器(ベル)の性能の点検は、5 m離れた位置でよく聞こえ、かつ、適切な音質のものであることを確認する。

問43 道路交通法に定める自転車運転者講習の対象となる危険行為には「信号無視」「指定場所一時不停止」「酒酔い運転」等があるが、「制動装置(ブレーキ)不良自転車運転」はその対象ではない。

問44 自転車安全整備店は、TSマークを取り扱うことができる自転車店として、公益財団法人日本交通管理技術協会の登録を受けている自転車店であり、一旦登録を受ければ登録更新をする必要はない。

問45 自動車の運転者は、ぬかるみ又は水たまりを通行するときは、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにしなければならないが、自転車の運転者にはその義務までは課されていない。

問46 普通自転車の車体の大きさは、長さはフレーム中心面に平行、かつ、水平に、幅はフレーム中心面に垂直、かつ、水平にそれぞれ最長部を測定するが、スタンドについては、含めないで測定する。

問47 自転車活用推進法においては、自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策として、高い安全性を備えた良質な自転車の供給体制の整備が明記されている。

問48 自転車安全利用5則は、車道が原則・左側を通行・歩道は例外・歩行者を優先、交差点では信号と一時停止を守って・安全確認、夜間はライトを点灯、飲酒運転は禁止、ヘルメットを着用の5つである。

問49 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

問50 自転車安全整備店の登録を受けるためには、自転車の点検及び整備を行うための作業場が5平方メートル以上確保されていること、当該作業場が、道路から容易に自転車を持ち込めるものであること、適正な事業所の基準に定める工具を備え付けていることの3点に適合する事業所を有していなければならない。

令和6年度 学科試験問題解答

A日程				B日程				C日程				D日程			
1	×	26	×	1	○	26	×	1	○	26	○	1	○	26	×
2	○	27	×	2	×	27	×	2	×	27	○	2	×	27	○
3	×	28	×	3	×	28	×	3	○	28	○	3	○	28	×
4	×	29	×	4	○	29	×	4	○	29	○	4	○	29	×
5	○	30	×	5	×	30	○	5	○	30	×	5	○	30	○
6	○	31	○	6	×	31	×	6	○	31	×	6	○	31	×
7	×	32	×	7	○	32	×	7	×	32	○	7	×	32	×
8	×	33	○	8	○	33	○	8	×	33	×	8	○	33	×
9	○	34	×	9	○	34	×	9	×	34	○	9	○	34	○
10	○	35	○	10	○	35	○	10	○	35	○	10	○	35	○
11	○	36	×	11	×	36	×	11	×	36	×	11	×	36	×
12	○	37	○	12	○	37	○	12	○	37	×	12	×	37	×
13	○	38	○	13	○	38	×	13	○	38	×	13	○	38	×
14	○	39	○	14	×	39	×	14	○	39	×	14	×	39	○
15	×	40	×	15	○	40	×	15	×	40	○	15	×	40	×
16	○	41	×	16	×	41	×	16	×	41	○	16	×	41	×
17	×	42	○	17	○	42	×	17	×	42	○	17	○	42	×
18	×	43	×	18	○	43	○	18	×	43	×	18	○	43	○
19	○	44	○	19	○	44	○	19	○	44	×	19	○	44	○
20	×	45	×	20	×	45	×	20	○	45	×	20	○	45	×
21	○	46	○	21	○	46	○	21	×	46	×	21	×	46	×
22	○	47	×	22	×	47	○	22	○	47	×	22	×	47	×
23	○	48	×	23	×	48	○	23	×	48	○	23	○	48	○
24	○	49	○	24	×	49	×	24	×	49	×	24	×	49	×
25	○	50	○	25	×	50	×	25	○	50	○	25	○	50	×

令和6年度 学科試験問題解答

E日程				F日程				G日程				H日程			
1	×	26	×	1	○	26	○	1	○	26	×	1	×	26	○
2	○	27	×	2	○	27	×	2	○	27	×	2	○	27	×
3	×	28	×	3	○	28	○	3	○	28	×	3	○	28	○
4	×	29	○	4	×	29	○	4	○	29	○	4	×	29	○
5	×	30	○	5	○	30	×	5	×	30	○	5	×	30	×
6	○	31	×	6	○	31	×	6	○	31	○	6	×	31	×
7	×	32	○	7	×	32	○	7	○	32	○	7	×	32	×
8	×	33	×	8	×	33	×	8	○	33	×	8	○	33	×
9	×	34	○	9	○	34	×	9	○	34	○	9	×	34	○
10	×	35	○	10	×	35	×	10	×	35	○	10	×	35	○
11	○	36	○	11	○	36	○	11	×	36	×	11	○	36	○
12	×	37	○	12	×	37	○	12	×	37	×	12	×	37	×
13	×	38	×	13	×	38	×	13	×	38	×	13	×	38	○
14	×	39	○	14	○	39	×	14	○	39	×	14	×	39	×
15	○	40	×	15	×	40	×	15	×	40	×	15	○	40	○
16	○	41	○	16	○	41	×	16	○	41	×	16	○	41	○
17	○	42	×	17	○	42	○	17	×	42	×	17	×	42	○
18	○	43	×	18	×	43	×	18	×	43	×	18	○	43	×
19	×	44	○	19	×	44	○	19	×	44	○	19	○	44	×
20	○	45	○	20	○	45	○	20	○	45	×	20	×	45	×
21	×	46	○	21	×	46	×	21	○	46	○	21	×	46	×
22	×	47	○	22	×	47	×	22	×	47	○	22	×	47	○
23	○	48	○	23	×	48	×	23	×	48	○	23	×	48	○
24	○	49	×	24	×	49	×	24	○	49	×	24	○	49	○
25	○	50	○	25	○	50	○	25	×	50	×	25	○	50	○